

循環器病の疾患特性を踏まえた診療実態の把握と 診療情報の活用を見据えた今後の方向性(案)

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

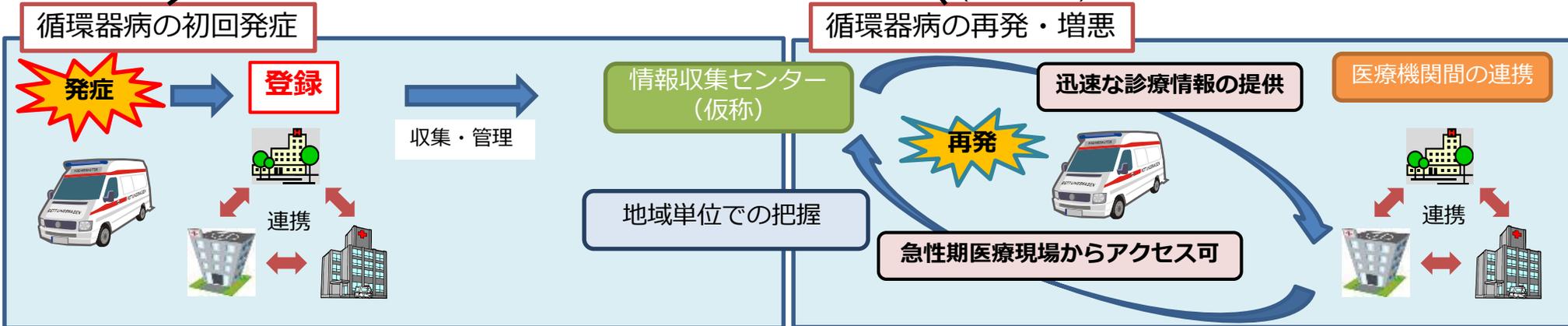
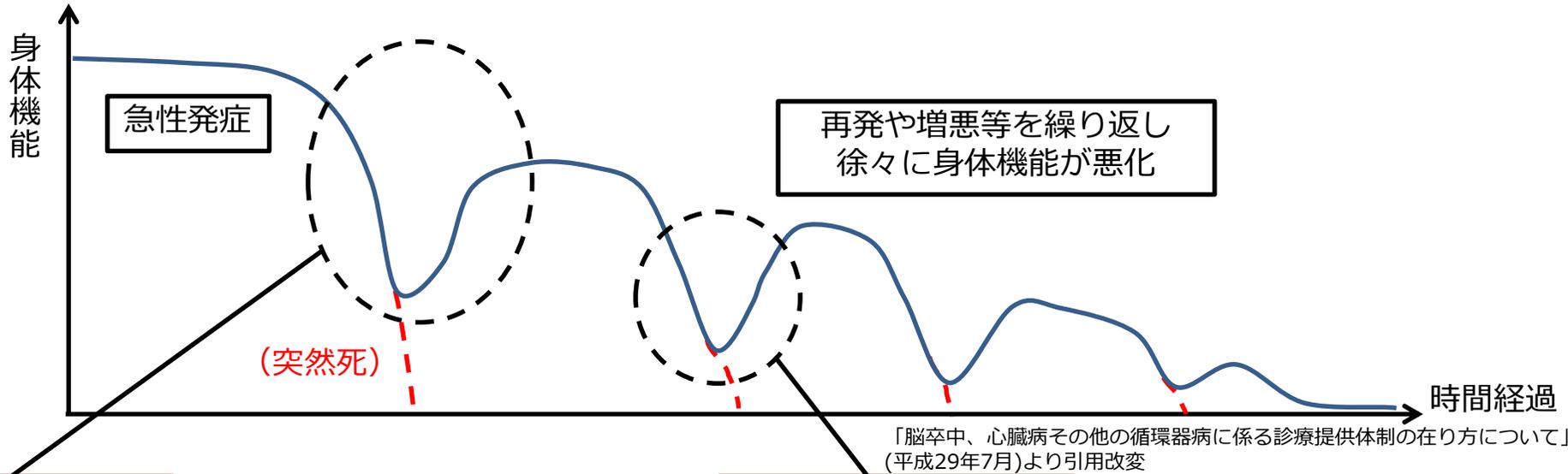
循環器病の疾患特性を踏まえた診療実態の把握と 診療情報の活用について検討する上での論点(案)

1. 循環器病の診療実態を把握する目的
(診療情報の活用方法)
2. 目的を踏まえた、循環器病の診療実態の把握の在り方
 - 1) 診療実態の把握に必要な項目
 - 2) 診療実態の把握を行う対象疾患
 - 3) 診療実態の把握方法

循環器病の診療実態を把握する目的(案)

- 循環器病の疾患特性を踏まえた診療実態を把握する必要性について、急性期診療への活用や診療の質の向上、公衆衛生の向上(医療体制の構築等)、さらには研究開発の推進といった目的が考えられるのではないかと。

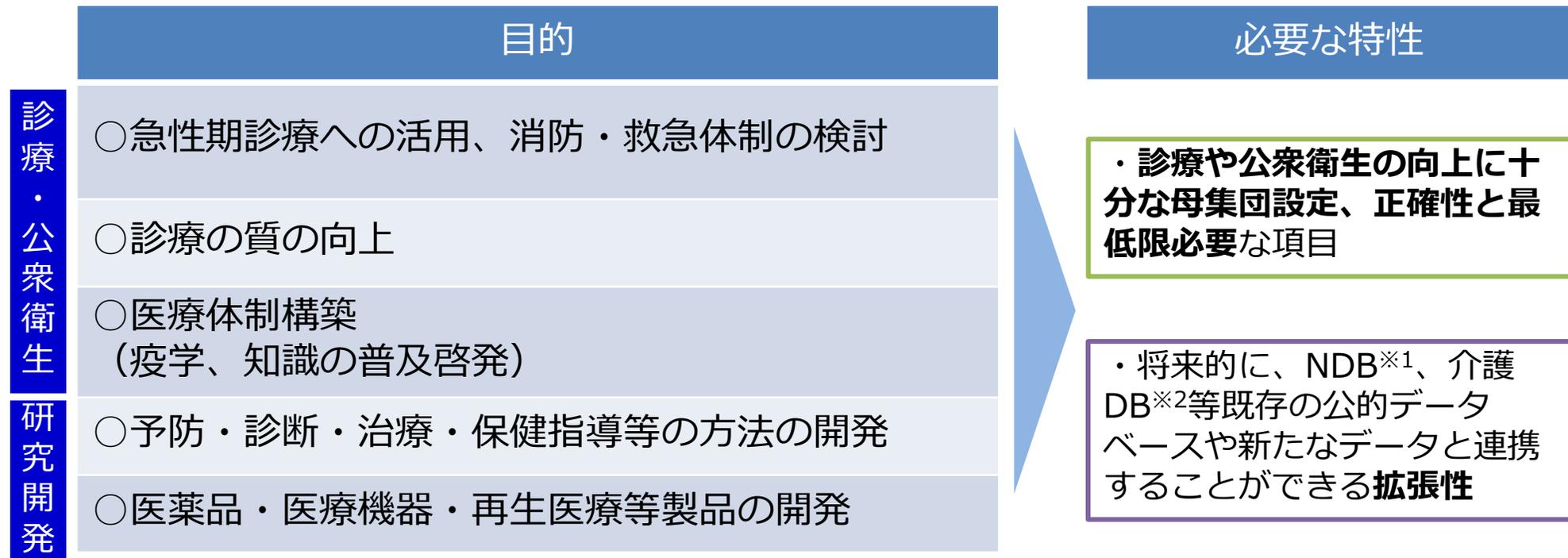
<循環器病の経過>



診療実態の把握における必要な特性(案)

<診療情報を活用する目的と必要な特性について>

- ❑ 目的を踏まえた、診療実態の把握に必要な特性はなにか。
- ❑ 急性期診療への活用や診療の質の向上、公衆衛生の向上に十分な母集団設定、正確性と最低限必要な項目の設定が必要ではないか。更に研究開発の推進等に対応するための拡張性が必要ではないか。



※1 NDB: レセプト情報・特定健診等情報データベース

※2 介護DB: 介護保険総合データベース

診療実態の把握を行う対象疾患(案)

＜健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（抄）＞

平成30年12月14日公布

第1条

この法律は、脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下単に「循環器病」という。）が（以下略）

第18条第2項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法及び医療機関等におけるその活用に資するため、国立研究開発法人国立循環器病センター及び循環器病に係る医学医療に関する学術団体の協力を得て、全国の循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

＜医療法施行規則（抄）＞ ※医療計画に係る規定を抜粋

第30条の28

法第30条の4第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患とする。

＜脳卒中の医療体制構築に係る指針（抄）＞※1

脳卒中は、脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害が起きる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別される。

＜心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針（抄）＞※1

本指針では、「第1 心筋梗塞等の心血管疾患の現状」で、心血管疾患の代表的な疾患である急性心筋梗塞、大動脈解離、慢性心不全の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に、「第2 医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

※1「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より引用

循環器病の診療実態の把握を行う対象疾患(案) ※段階的な拡大を考慮

脳卒中

- ・ 脳梗塞
- ・ 脳出血
- ・ くも膜下出血

心血管疾患

- ・ 急性心筋梗塞
- ・ 大動脈解離
- ・ 心不全（急性・慢性）

循環器病の診療実態の把握のイメージ(対象疾患、項目)

- 対象疾患は、医療計画に規定される6疾患を対象として始めてはどうか。研究開発の推進等に対応するための拡張性が必要ではないか。
- 項目は、診療や公衆衛生の向上に最低限必要な項目を設定するとともに、研究開発の推進等に対応するための拡張性が必要ではないか。

1. 対象疾患

脳卒中	心血管疾患
脳梗塞	急性心筋梗塞
脳出血	大動脈解離
くも膜下出血	心不全（急性・慢性）

対象疾患の拡張



2. 項目

1) 基本項目 年齢、性別、生年月日、被保険者番号、入院日、居住地、受診地域、搬送時間、主病名、既往歴、等

2) 各疾患の特性に応じた項目 (診療や公衆衛生の向上に必要な項目) 重症度 検査所見 等

項目の拡張

循環器病の診療実態を把握する体制の現状(収集・利活用の流れ)

- 診療への活用や公衆衛生の向上の目的に十分な母集団設定、正確性のある診療実態の把握をどう担保するか。
- 都道府県など地方自治体とどう連携するか。

<医療施設>



各医療施設が収集している
診療情報

〇〇項目



診療情報

各医療施設が収集している診療情報のうちの一部の項目
〇〇項目

<関連学会、研究者等>

- ・診療の質の向上に資する取組
- ・研究開発
- ・知識の普及啓発 等

関連学会、研究者等が収集している診療情報

〇〇項目

病院機能に関する
情報

一部の地方自治体において
利活用

<都道府県等地方自治体>

- ・地域単位で診療実態を把握し、医療計画へ反映
- ・消防・救急体制の検討 等

循環器病の診療実態の把握のイメージ(体制)

□ 公共性が高い診療実態のデータをどのような主体が管理すべきか。各種計画や消防・救急体制を担当する都道府県等地方自治体との連携が必要ではないか。

